

給与の支給基準等の改定に係る説明

3月11日(月)

旦野原 12:20～第二大講義室

挟間 17:20～臨床中講義室

学長説明会開催決定

組合の視点

学長は自分が述べた

約束を守って

責任ある行動をとって下さい。

あなたも学長説明会にご参加を！

ひとりでも多くの加入が必要です

大分大学教職員組合

ただいま新規組合員ワンコインキャンペーン実施中！

今なら組合費が、常勤職員 500 円/月、非常勤職員 100 円/月

TEL・FAX: 097-554-7998 E-Mail: oitauu@fat.coara.or.jp

2013年3月11日発行

大分大学の論点

あなたの知らない給与返還の話

他大学の学長は
約束した通り、
取り過ぎた給与を
返還しています

理由
はこれだ

返還を約束した大学は 約束を守っています。

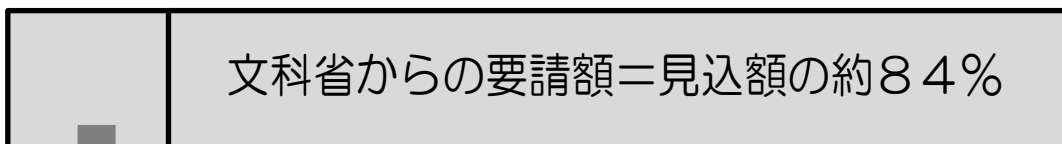
論点 複数の大学が様々な方法で返還しています

1. 島根大学の場合

—6月に給与削減を実施した際、想定額と実際額と差が出た場合、差額を返付することを約束していた。給与削減率は国の平均7.8%を下回る平均5.8%で実施。今回の措置でさらに平均4.2%に抑えられることになった。来年度も平均4.8%の減額に留める。その他、減額の代償措置として、教員へは研究費の増額、職員へは高度専門職員の設置や資格経費補助制度を実施している。

1. 島根大学の場合

給与減額の当初見込額＝8億6900万円



→ **差額＝1億3500万円
すべてを教職員に返還**

2. 山口大学の場合

2. 山口大学の場合

—6月に給与削減を実施した際に学長通知で差額返還を約束。今回の措置は、2月の過半数代表・組合交渉を経て決定された。今回の措置により、平均7.8%の減額率は実質6%強に抑えられる。3月給与支給日に一時金として教職員に返還する。もちろん、役員に対してはこの一時金は支給しない。

給与減額の当初見込額



→ **差額＝見込額の約21%
すべてを教職員に返還**

3. 福岡教育大学の場合

3. 福岡教育大学の場合

—7月から給与削減実施。2月および3月の賃金減額を取りやめた。返還は2月分の賃金支払いに間に合わず、3月にまとめて支給する予定。

…2月・3月は給与削減を行わない

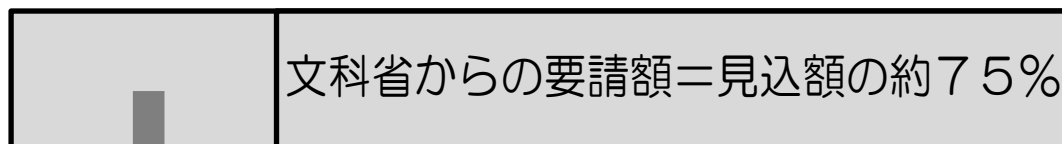
問題
はこれだ

差額がまったく教職員 に返還されません。

論点 差額を返す約束を大学は破ろうとしています

4. 大分大学の現状

給与減額を実施した場合の影響額＝8億7900万円



→ **差額＝2億1618万5千円**

教職員への返還額 **= 0円**
……これでは約束が違います

5. 大分大学の約束

「今回の減額額と国からの減額額の間
に余裕金が生じた場合には、当該
余裕金を削減対象となった職員に臨
時的に支給します」

(「給与の支給基準の改定の実施に当たって」
学内イントラ 2012年4月27日)

4. 大分大学の現状

—大分大学では5月から実施。削減率は国と同様、平均7.8%。差額が出た場合には当該教職員に返還すると学長自ら約束していた。

大分大学の第二次補正予算の予算書には、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律を実施した場合の影響額の留保等」として、調整費(予備費)に8億7900万円、文部科学省返還予定額6億6283万5千円が計上されている。したがって、差額は2億1618万5千円。このうち、1億891万円がすでに支出済みの病院分等の人件費に組み替えられ、残りの1億725万5千円が物件費に組み替えられている。物件費は診療経費のほか、学内の施設環境整備の経費として執行される。

5. 大分大学の約束

—学長はたびたび、文科省に返還する必要のない余裕金を教職員に返すことを宣言していた。学内イントラだけでも、4月4日、19日、26日、27日、5月17日に記述がある。